

法人著作物の保護期間について

児玉昭義

第1 現行法の規定

- 53条 法人その他の団体が著作の名義を有する著作物の著作権の存続期間は、その著作物の公表後50年（その著作物はその創作後50年以内に公表されなかつたときは、その創作後50年）を経過するまでの間、存続する。

第2 他の規定との比較

- 1 一般の著作物が著作者の死後50年とされていることと比較して、「公表時から著作者の死後までの期間」だけ保護期間が短くなっている。
（現行法上、映画の著作物の保護期間と同じ）

- 2 かつて写真の著作物の保護期間も、公表後50年間とされていたが、平成8年の法改正により、「著作者の死後50年」に改められ、実質的に保護期間の延長がはかられた。

- 3 無名・変名の著作物については、実名の登録又は実名・周知の変名を表示した公表により、著作者の死後50年の保護を受けられる（52条2項）。

団体名義の著作物のうち、真実は個人が著作者の場合には、実名の登録又は実名・周知の変名を表示した公表により同様の保護を受けられる（53条2項）が、15条により法人著作とされるものにはこのような手段もなく、「公表後50年」の保護しか受けられない（53条1項、3項）。

- 4 映画の著作権の保護期間は延長されるべきである。

⇒ 上記のような他の規定との実質的なバランスをはかる観点から、法人著作物の保護期間につき、公表後50年に一定期間（20年）上乘せして、公表後70年間とすることが好ましい。

アメリカ合衆国法は、職務著作物（works made for hire）について、死後計算される場合の保護期間が70年であるのに対し、発行後95年間の保護を認めている。

第2 実務上の必要性

法人著作物となりうる著作物の種類には多種多様なものがあり、保護期間延長に対する実務上の要請は、必ずしも一律でない。

コンピュータ・プログラムについては、その特殊性もあって、保護期間延長に対する実務上の要請はない。

他方、著作者が法人であるがゆえに保護期間の点で不利益を甘受しなければならない明確な理由はなく、特に、キャラクターの著作権（例：キティちゃん）に関し、漫画やアニメに由来するキャラクター（個人の著作物であることが多い）とそうでないオリジナルキャラクター（法人著作物であることも多い）との間で差が生じることの不均衡が指摘されている。

その他、現時点では直ちに保護期間を延長すべき差し迫った状況にはないものの、著作物の種類によっては、法人著作物についても、近い将来、映画の著作権者が現在直面している問題と同様の状況に遭遇することが懸念されている。

第3 検討事項

法人著作物の保護期間を延長する必要があるとして、すべての著作物につき一律に延長をはかるのか、著作物の種類によって区別を設けるのかを検討する必要がある。